明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○都市計画に関する件
（東北地方整備局一九〇）　一
○道路に関する件（同一九一、一九二）　一
○道路に関する件
（近畿地方整備局二一四～二一九）　二
○道路に関する件
（九州地方整備局一七八、一七九）　二
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局四四）　二
〔公　告〕
諸事項　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人国際交流基金平成二十四事業年度決算、平成二十四事業年度財務諸表（独立行政法人水産総合研究センター・独立行政法人土木研究所・独立行政法人建築研究所）、日本放送協会落札者等、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　七
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、押収物還付関係　六三
会社その他
会社決算公告　六三

告示

○東北地方整備局告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十一日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　鶴岡都市計画道路事業三・五・三十一号藤島駅笹花線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山形県鶴岡市上藤島字鎧田畑並びに藤島字川向及び字古楯跡地内

使用の部分　山形県鶴岡市藤島字川向及び字古楯跡地内

○東北地方整備局告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日　東北地方整備局長　小池　剛

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平五番九から同村第一六地割字天拝坂二五番一まで	一一・〇〇～一六一・〇〇メートル	四・三〇七キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年十月十一日

○東北地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡普代村第一二地割字中村一〇番二から同村第一六地割字天拝坂四三番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十三日　十五時

○近畿地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小野市市場町字南山九二六番四〇〇から同市市場町字南山九二六番三五五まで	前	三二・五二～三七・一二メートル	〇・〇五七キロメートル
	後	三二・四六～三五・四九メートル	〇・〇五七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所